

平成25年度 危険物安全週間

『あなたこそ 無事故を担う 司令塔』

～ 平成25年度 危険物安全週間推進標語 ～

総務省消防庁では毎年6月の第2週を「危険物安全週間」と定め、国民の皆さまに危険物事故の防止を呼びかけています。平成25年は6月2日(日)より6月8日(土)の期間で実施されます。



危険物安全週間の目的

「危険物」と言われるものはガソリンや軽油、灯油等の燃料の他にも食用油などがあり、接着剤やマニキュアの除光液など私たちの身近な生活のなかにある便利な製品にも、危険物が使用されています。危険物は火災の発生・拡大危険が高く、消火活動が困難となることから消防法で指定されています。危険物安全週間は危険物によって悲惨な事故を起こさぬよう、事業所等での危険物保安体制の確立と徹底、そして私たちの身近にある危険物に対する意識の高揚を目的としています。

危険物の取り扱いについて

私たちの生活に浸透し必要不可欠な危険物ですが、誤った取り扱いをすると大きな事故を招きます。次の点に注意しましょう

- 危険物、除光液や接着剤、スプレー等を使用している場所とその周りでは、みだりに火気を使わないようにしましょう。また使用時は適切に換気を行いましょう
- 可燃性液体（ガソリン・軽油・灯油等）からは可燃性蒸気が発生しています。容器のふたは確実に締めましょう。また保管する危険物にあった適切な容器を使用しましょう。
- 高温になるところには保管しないようにしましょう。また子供が触れないように管理を行いましょう。

本記事のお問い合わせ先 登別市消防本部 総務グループ総務担当 0143-85-9611
登別市消防署 警備グループ保安担当 0143-85-2551